

# 親和会規約

## 第1章 総則

- 第 1 条 本会は八清親和会と称する。
- 第 2 条 本会事務所は親和会会館に置く。
- 第 3 条 本会は町内世帯を以って組織する。
- 第 4 条 本会は高齢者から子供まで、より多くの会員が参加できる触れ合い活動を通して他人任せでなく、お互い連帯感を高め協力し、明るく住みよい街を作ることを目的とする。

## 第2章 事業

- 第 5 条 本会は前条の目的達成のため、必要に応じ次の各部を置きそれぞれの部長を選任し事業を行う。
- 1、体育部・・・運動会及び体育に関する事項
  - 2、祭典部・・・祭事に関する事項
  - 3、防火防犯部・・・防犯及び防火防災に関する事項
  - 4、婦人部・・・婦人の親睦と各種行事及び防火防犯部に対する協力
  - 5、青年部・・・青年の親睦と各種行事に対する協力
- 第 6 条 本会は第 4 条の目的達成のため、各種行事や活動を支援するためのイベント・サポート・スタッフを置き事業を支援する。

## 第3章 役員

- 第 7 条 本会に次の役員及び委員を置く  
会長 1 名・副会長若干名・会計 1 名・会計監査 2 名・本部委員若干名・常任委員・委員（組長）
- 第 8 条 会長は会を統括し会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 第 9 条 常任委員は各区を代表し会義に出席する。委員（組長）は各組を代表し総会に出席する。
- 第 10 条 役員は会務を記録しこれを保管する。
- 第 11 条 会計は収支を明確に記録し、定期総会に決算報告する。
- 第 12 条 会計監査は会計及び資産の状況を監査し定期総会に報告する。

## 第4章 組織

- 第 13 条 本会に次の組織を置く  
委員総会・常任委員会
- 第 14 条 委員総会は会の最高機関にして委員の半数以上の出席を以って構成し、決議は過半数の賛否で決定する
- 第 15 条 常任委員会は役員（会長・副会長・会計）・各区の常任委員を以って構成し決議は前条に同じとする。但し常任委員会は月 1 回以上開くものとする

- 第16条 会長・副会長・会計・会計監査は役員会で選出し総会にて決定する。  
常任委員は各区1名とし新旧委員（常任委員、組長）が選出する。但し、6区については2つの区とし、6—1区、6—2区とする。  
組長は各地区会員が任意の方法を以て選出する。  
尚、役員（会長、副会長、会計）は常任委員を兼任することは出来ない。  
本部委員は、役員会で選出し常任委員会で承認する。  
各部の部長は、常任委員会で選出する。
- 第17条 役員の任期は定期総会から次期定期総会迄とし再任を妨げない。但し会長・副会長・会計は1期2年とし再任を妨げない。  
また、本部委員についても、任期は1期2年とし再任は妨げない。
- 第18条 本会は毎年4月定期総会を開催し、又常任委員会が必要として認めた時及び会員の3分1以上の要求があれば、臨時総会を開かねばならない。

#### 第5章 会計

- 第19条 本会の経費は会費・補助金・寄付金及び雑収入を以ってこれに充てる  
但し会費は毎月150円とする。
- 第20条 本会の会計は経理上必要な帳簿を備え何時でも閲覧出来るようにしなければならない。

#### 第6章 個人情報取扱方法

- 第21条 「個人情報保護法」に則り、自治会の役員並びに、会員から得た個人情報については適正に管理し使用する。

#### 附 則

- 第22条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日迄とする。
- 第23条 本会に相談役ならびに顧問を置くことが出来る。相談役ならびに顧問は役員会で選考し推薦する。
- 第24条 役員会は、この規約を実施するに当たって必要がある場合は、細則を定めることができる。役員会は、細則を制定したときは、次の総会に報告し、承認を得なければならない。
- 第25条 本会の運営に必要な運営基準は、八清親和会運営基準を定める。この運営基準の改廃は常任委員会で決定する。
- 第26条 本会の活動に必要な個人情報取扱方法は、八清親和会個人情報取扱方法を定める。この個人情報取扱方法の改廃は常任委員会で決定する。
- 第27条 会員は、必要に応じて会館の使用および会館の什器備品を、別表に定める料金にて使用あるいは借りることができる。  
なお、使用、貸出料金の新規設定ならびに改定は役員会の承認とする。
- 第28条 本会の規約は総会の決議を得なければ変更できない。

昭和57年	4月11日	改正施行
昭和58年	4月9日	改正施行
昭和59年	4月8日	改正施行
昭和61年	4月13日	改正施行
平成4年	4月12日	改正施行
平成23年	4月9日	改正施行
平成26年	4月5日	改正施行
平成28年	4月10日	改正施行
平成29年	3月5日	改正施行
令和3年	4月1日	改正施行

## 細 則

### 八清親和会弔慰金規定

1. 会員の世帯主および配偶者、あるいは同居する前世帯主および配偶者に弔事が生じた場合、その組長は、会長に通知し、会長は掲示等により会員に通知するものとする。

2. 会員の世帯主および配偶者にたいして、この会より次の弔慰金を送るものとする。

世帯主 金 5,000円

配偶者 金 5,000円

なお、会員の前世帯主および配偶者で、現在の会員世帯主と同居または、同じ建物（1階、2階等の居住）あるいは、同じ敷地内の2世帯住宅に住み同居人に準ずる前世帯主ならびに配偶者には、この会より次の弔慰金を送るものとする。

前世帯主 金 3,000円

前配偶者 金 3,000円

3. 会員への香典返しはしないものとする。

4. この規定は、令和8年4月1日から施行する。

## 八清親和会規約別表

### 八清親和会館使用料金・什器備品等貸出し料金

#### 記

#### 1. 会館使用料金

午前8時～正午まで	1,200	円	
午後1時～午後5時まで	1,200	円	
午後6時～午後9時まで	1,200	円	
葬儀の場合	1日	20,000	円
1日増す毎に		10,000	円

会館使用については、上記料金に光熱費を含みます。

#### 2. 什器備品等貸出し料金 1日につき

天幕	1張	1,000	円
リヤカー	1台	1,000	円
座布団	10枚	500	円
湯呑		500	円
テーブル（折りたたみ椅子 3脚含む）		500	円
折りたたみ椅子	1脚	50	円

但し、リヤカーの子供会使用については、無料とする。

※ 貸出し申し込みは、会館施設担当副会長へお願いします。

平成28年4月9日設定確認